

2024年4月15日

## 反論書

東大和市教育委員会 殿

審査請求人：東京都東大和市桜が丘 1-1449-9-325

榎本清

連絡先：090-1884-5757

2024年3月11日付け処分庁（東大和市立中央公民館）の弁明書に対し反論する。

### 1、行政処分の内容

東大和市教育委員会が行った2023年10月25日付（大教教公収第12-1号）の部分公開決定処分

### 2、弁明書による不開示理由

#### ①事件番号

##### 【理由】

条例第7条第2号に該当し、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」であるため」非公開とした。

#### ②振込先

##### 【理由】

条例第7条第2号に該当し、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」であるため」非公開とした。

### 3、反論

#### 《初めに》

弁論書にページ番号がないことから、これを引用するさいには1～6ページ番号を仮に設定する。

#### 【事件番号】

##### (1) 東大和市情報公開条例について

同条第7条2号は以下のような条文である（見やすくするためカッコ内は省略した）。

個人に関する情報（省略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（調略）により特定の個人を識別することができるもの（省略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

本同条同号の趣旨は「特定の個人を識別できると否とを問わず、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報」である。いやしくも「特定の個人を識別できる情報」と「特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの情報」の2種があるという趣旨ではないことを初めに確認しておく。

処分庁は事件番号を非公開とした理由として、（故意か過失かは不明だが、）同条例第7条2号の内容を2分し、その一方「特定の個人を識別できる情報」（他の情報と照合して特定の個人を識別することができるものを含む）のみを根拠としている。同条同号は「特定の個人を識別できる」だけでは充分でなく、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」でなければならない。

この場合の「特定の個人」とは審査請求人である原告自身であり、これが明らかになったからと言って何ら差し障りのあるものではなく、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（同前）ではない。

すなわち、7条2号のうち「特定の個人を識別できる情報」には当たるが、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には該当しない。したがって情報を非公開とする理由はないのである。

## （2）個人情報保護法との関連

また処分庁は「東大和市情報公開条例は、開示請求の請求主体について何ら制限を設けておらず、不開示事由に該当しない限り、行政文書の開示を認めている。そのため、特定の個人を識別することができる情報は原則として不開示としている」（5頁「①事件番号」）と主張する。確かに同条例には開示請求主体についての特段の定めはない。

しかしながら、個人情報の適正な管理と保護を定めた個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）においては、本人からの請求に応じて開示（同法第33条）、訂正（同34条）、利用停止（同35条）を定めている。このように同法では、請求主体が本人である場合の個人情報には特段の定めを設けているのである。これに照らしていえば、請求主体が自己に関する情報を求めたときの非公開条件は最小限に止めるべきである。

個人情報保護法との関連で、各法の成立過程を時系列に従って示せば、以下ようになる。

同法が公布されたのは2003（H15）年5月30日である。いっぽう東大和市情報公開条例は2003（H15）年9月19日に公布されているが、そのもととなった情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）の公布は1999（H11）年5月14日である。こ

の時点では個人情報保護法はまだ成立しておらず、個人情報の保護という概念すら社会的認知を得ていない状況であった。

しかし現在は個人情報保護法が公布され施行されている。この事実を視野の外におき、請求主体が本人である場合において、特定の個人を識別できる可能性があるという理由だけで、また「開示請求主体についての特段の定めはない」ということを根拠に、当該情報を一律に非公開とすることは、法全体の均衡性を著しく欠くものと言わねばならない。

### (3) 名古屋地裁判決について

処分庁は、名古屋地裁平成 14（行ウ）30 号情報公開請求事件（平成 14 年 10 月 30 日判決）を示して「情報公開法は、本人による自己情報の開示請求のように、個人のプライバシーを侵害するおそれを想定し難い場合であっても、それが個人識別情報に該当する以上、原則として不開示とする立法態度を取っているといわざるを得ない」（別紙 4（6/8）の（2））を示し、東大和市情報公開条例もこの判決を準拠し、国内各省庁も、同様の立場をとっているとしている。

しかしながら同判決が「情報公開法要綱案の考え方」（情報公開法に関する立法作業において行政改革委員会の行政情報公開部会が内閣総理大臣にあてて答申した内容）に触れて以下の紆余に述べていることは重要である。「本件決定時において国の個人情報保護制度は不十分というほかない（中略）し、情報公開法 5 条 1 号の不開示事由が個人のプライバシー保護と無関係なものとはいえないことも明らかである。」（別紙 4（7/8）の（4） カッコ内は引用者 不要な句点は消去した。）

名古屋地裁の判決言い渡しの時点（2002（H14）年 10 月 30 日）では個人情報保護法は公布されておらず、情報公開法 5 条 1 号の不開示事由が個人のプライバシー保護に配慮したものとはいえないということも明らかであるとしたうえで、当該処分を適法としたことは理解できる。しかし 2003（H15）年 5 月 30 日に個人情報保護法が公布、施行された以降は事情が異なる。すなわち、プライバシー侵害の可能性のない自己に関する情報を本人が情報公開法に基づいて請求する場合、これを「個人識別情報」にあたるからという理由で一律に不開示とすることは見直されるべきであり、当該判決を根拠に不開示を正当化することは相当ではない。

### (4) 部分開示の範囲

東大和市情報公開条例第 7 条 2 号では「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）（中略）公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（「中略」は引用者）を「不開示情報」としている。本件の場合は（1）（2）でも述べた通り、公開する対象（事

件番号)が申請人本人のものであり、「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれ」はなく、これを公開しても何ら支障が生じることはない。

しかし仮に同条例同条同号の適用範囲とし、当該情報(事件番号)が非公開の対象であるとした場合でも、特定の個人を識別できないかぎり(または識別できない条件のもと)、開示される権利が申請者にはある。

本件の場合、事件番号全てを墨塗りにして個人を識別できないようにしているが、個人を識別できないようにする方法はこればかりではない。

本件部分公開対象となった橋本弁護士からの請求書(添付書類①)についていえば、裁判所名称以外はすべて墨塗りとなっているところ、墨塗り部分「令和5年(ネ)第720号」の全てを隠す必要があるとは認められない。具体的には前半部分「令和5年(ネ)」を、または後半部分「第720号」をだけ隠すだけで、「特定の個人を識別でき」ないものとなり、その目的は果たせるはずである。そのような対応により、請求人にとって公開対象が当該のものであると否かを一定程度は判断でき、しかも第三者にとっては「特定の個人を識別でき」ないものとなりえる。

このように「特定の個人を識別でき」ないものとするためには多様なパターンが考えられるのであって、秘匿対象部分を一律に墨塗りとすることは裁量権の濫用と言わねばならない。

#### (5) 公開基準の不統一

2023年10月25日付の部分公開決定通知書(大教教公収第12-1号)では事件番号を墨塗りにしているいっぽう、2023年6月23日付けの公開決定通知書、及び同日付部分公開決定通知書(いずれも「大教教公収第3-1」)における公開文書(請求書・支出命令書・歳出伝票一覧表のいずれにおいても上記「事件番号」について公開している。しかも行政担当部署は同じ「教育部 中央公民館」である。この点でも本処分は不当である。

同一年度内の行政処分として、しかもほんの数か月前の行政処分であり、きわめて不適切な対応である。このような同一部署によるばらばらの対応は、一貫性・統一性を旨とする行政対応において、その処分の恣意的判断を疑わせるものである。このことは民主主義の根幹を揺るがすものあり、到底容認できるものではない。

なお、このことについて2024年3月11日付けの弁明書ではいっさいの言及はない。

#### 【振込先】

##### (1) 東大和市情報公開条例第7条3号について

東大和市情報公開条例第7条3号は以下の情報が記録されている行政文書を非公開とすることを定めたものであり、「法人(略)その他の団体(略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」(「略」は引用

者)とある。また、東大和市の「情報公開事務の手引」(2018(H30)年4月改訂版)によれば、「『地位が損なわれると認められる』とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。」(43頁)とあるのは弁明書(4頁～5頁(3)条例第7条第3号の考え方について)のとおりである。

この伝に従えば、「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」(同条例第7条第3号)を、さらに「法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合」(「情報公開事務の手引」43頁)を処分庁は具体的に示す義務がある。しかるに弁明書ではこの義務を果たしているとは言い難く、本処分はその意味でも不当であると言わざるを得ない。

## (2) 東京地裁判決について

処分庁は東京地方裁判所民事第38部(平成15年9月16日判決言渡)行政文書一部不開示処分取消請求事件判決を根拠にして「一般に、法人等の振込先金融機関名、預金種目、口座番号等は、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され」ているとし、しかるにも、「一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの口座番号等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合は、例外と考えるべき」(弁明書5頁～6頁②振込先)であり、当該銀行名、口座名義、口座番号は、東大和市情報公開条例第7条第3項「公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」の非公開情報に該当すると主張している。

ここには2つの誤りがある。項を改めて述べる。

### ① 職業による法人等の区別(差別)

判決では、法人から「一般的な飲食業者等」を切り離し、「一般的な飲食業者等」にのみ新規に顧客となり得る不特定多数のものを想定し、振込先等の口座情報を知られることを容認しているとしているが、果たしてそうか。「一般的な飲食業者等」以外の法人であろうとも、「新規に顧客となり得る不特定多数のもの」は存在し、「振込先等の口座情報を知られることを容認」しなければ事業の拡大は図れないであろう。

このことは弁護士事務所も同様である。弁護士事務所にとって「新規に顧客となり得る不特定多数のもの」は必須であり、「振込先等の口座情報を知られることを容認」しなければ業務が立ちいかなくなる。これは弁護士事務所に限らず、事業を営む業者であれば誰しもが同様の前提に立たなければ事業の継続は不可能である。

とりわけ2000（H12）年3月24日に日弁連が「弁護士の業務広告に関する規程」を制定して後業務広告が本格的に行われるようになり、さらに2004（H16）年4月から弁護士法の改定により弁護士報酬が自由化されて以降はこの傾向は顕著になっている。

「一般的な飲食業者等」とあたかも特定の業者であるように差別し、「不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの口座番号等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合」などとは言っておれない状況に弁護士もなっているのが現状であり、当該判決の判断自体に誤りがあるといわねばならない。

## ②本判決の特殊性

本訴訟は、2002（H14）年4月24日に原告が被告に対し情報公開法4条1項に基づき、「平成14年2月25日防運第1501号で開示決定された『テロ対策特措法に基づく自衛隊部隊の活動実績について（14・1・16）』に記載された米英艦艇に対する給油約2万5千KLの油の購入費用に係る支払決議書及び当該支払いに係る請求書兼領収書」の開示請求の結果、被告により一部不開示決定となった、その取り消しを求めるものである。

2001年9月11日、アメリカの経済・軍事中枢部を標的とする同時多発テロ事件が発生した。テロ対策特別措置法（以下「テロ特措法」と略す）は「対テロ戦争」を行うアメリカ等に対し自衛隊派遣を伴う援助することを定めた法律（同年10月成立）であり、当時国内でも平和憲法の下での軍隊である自衛隊の海外派兵は是か非かという世論を二分する論争があった。そのような時代背景の下での判決であることを忘れてはならない。

すなわち、本判決の「本件各請求兼領収書（甲5の2、4、6）の内容からすると、被告にこれを提出したのは、海上自衛隊に対し艦艇用軽油1857,819キロリットル（9472万9800円相当）、1万2465,79キロリットル（6億3580万2744円相当）及び5万0855,3キロリットル（15億8270万円相当）を売り渡した法人であり、このような大規模な油の販売等を行う業者は、前記のような一般的な飲食業者等のように、振込銀行名並びに預金種目及び口座番号が第三者に知られることを一般に容認しているとは考え難く、前記のような例外的事情を認めるに足りる証拠もない。」というところも一定程度理解できないではない。

しかし本件情報公開請求はそのような時代から12年、情勢が大きく変わり、自衛隊による給油提供もない。このように世界情勢も国内の社会状況も異なる時代に出された判決をそのまま自らの論拠とすることは、著しく妥当性を欠くものである。

## （3）部分開示の範囲

そもそも振込先情報である銀行名・口座名・口座番号を公開したからといって「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる」（東大和市情報公開条例第7条3号）どのような事態が出来るというのか。起こりようはすもな

いことであるが、仮に振込先銀行名・口座名・口座番号について情報の秘匿が妥当であるとしても、これらすべてを墨塗りにすることの正当性はない。このことは【事件番号】の(4)で述べたことと内容において同等である。

ものごとを分かりやすくするために以下のように仮定する。

銀行名：和地銀行東大和支店 口座名：つるかめ法律事務所 口座番号：12345678

すなわち、銀行名を公開し支店名を墨塗りする（またはその逆）こと、口座番号の上 4 桁（または下 4 桁）を墨利することなどで、「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる」（同上）事態が出来することを神経症的に危惧する向きに安心感を与える効果はある。いっぽう申請人には、公開対象が当該のものであると否かを一定程度は判断できるという効果がある。このことは、処分内容の再考をもとめる所以でもある。

口座名に関しては容易に想像がつくので、ここでは触れない。

審査請求人がこの部分公開の不当性を述べ、これを是正するように求めるのは、実態的な「利益」があるからではない。振込先口座情報の全てを墨塗りにすることの合理的な理由が見当たらず、あえていえば個人情報保護の過剰な反応であり、このような対応が行政権力の濫用であると考えからである。

【印影】※「印影」については審査請求の対象にしてはいいないが、これについても疑義があり所感を述べる。

印影については法解釈の錯誤と論理の整合性、及び時代認識が疑われる。

#### (1) 法解釈の錯誤と論理の整合性

処分庁は印影の墨塗りの理由として東大和市情報公開条例第 7 条 3 号をあげていたが、印影を模倣でき、そのことで「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる」（同条例同条同号より）事態が出来するという可能性を危惧するのであれば、すべての印影が墨塗りの対象とならねばならない。

ところが支出命令票には課長・係長・起案者の押印がなされている。東大和市情報公開条例第 7 条 2 号ただし書き「ア」の「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるから諒とするというのであろうか。これを法的な根拠にしているのであれば、同法第 7 条 3 号との整合性が疑われる。

なお処分庁が振込先の墨塗りについて適法性の根拠として提示している東京地方裁判所民事第 38 部（平成 15 年 9 月 1 6 日判決言渡）行政文書一部不開示処分取消請求事件判決においては次のように判示している。

本件各支払決議書のうちの「発議者の印影」部分は、情報公開法 5 条 1 号本文の不開示情報に該当し、その例外を定める同号ただし書き又はハには該当しないというべきであり（以下略 下線引用者）

ちなみに「同号ただし書イ又はハ」は東大和市情報公開条例第7条2号ただし書き「ア」「イ」にあたり この点でも法解釈の齟齬が見られる。

## (2) 時代錯誤

AI 技術の発展した現在、筆跡、文章、音声、画像までもが模倣可能である。だからこそ印影を隠す必要があるというのであろうが、そのような時代環境にあっては、押印慣習の撤廃に向けて歩を進めることの方が前向きである。印影の秘匿こだわることはむしろ時代錯誤の愚行といえる。

東大和市では「東大和市DXプラン」(案)と「第五次東大和市情報化推進計画」を策定するとして、後者では「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく。」(同市ホームページより)とある。そのような志向性を持つ東大和市が、同時に印影の秘匿にこだわっている姿は矛盾を絵にしたようなものであり、滑稽ですらある。もはや押印の時代ではない。